

答 申

審査会の結論

北九州市教育委員会教育長（以下「処分庁」という。）が、本件審査請求の対象となった行政文書を不開示とした決定は妥当である。

理 由

第1 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人は、平成19年8月6日、北九州市情報公開条例（平成13年北九州市条例第42号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、処分庁に対して次の行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

Aが北九州市教育委員会（以下「教育委員会」という。）によって、分限処分（降任）を受けている。処分に関連して、平成17年2月23日、ウエル戸畑において、学務部B主幹（以下「B」という。）らによって、平成13年～平成15年度、そのAの上司であった元C校長（以下「C」という。）から事情聴取を行っている。その事情聴取に行ったときの録音テープなどの磁気媒体の開示を求める。」

- 2 処分庁は、本件請求に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）について、平成19年8月20日付で、行政文書の全部について開示を行わない（不存在）旨の決定（平成19年8月20日付北九教学教第384号。以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知し、審査請求人は、行政文書不開示決定通知書（以下「通知書」という。）を同日に受領した。
- 3 審査請求人は、平成19年8月20日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、教育委員会に対して審査請求を行った。

第2 審査請求人の主張要旨

- 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、意見書及び審査会における口頭意見陳述で主張している審査請求の主たる理由は、次のように要約される。

- (1) 教育委員会は、平成17年2月23日にウエル戸畑でCに対して聞き取りを行っている（以下「本件事実聴取」という。）が、その内容を記録として2ページに要約するには、録音したものが存在するはずである。教育委員会は、何らかの理由でもって、それを隠していると言わざるを得ない。
- (2) 処分庁は、Cの証言内容の中に、教育委員会にとって都合の悪い部分もあるので、録音テープは「存在しない」と主張していると言わざるを得ない。また、人の一生を変更する証言を、メモだけで集約したとの処分庁の主張には、同意できない。
- (3) 以下の先例から、処分庁の主張は信用できず、録音テープを隠していると言わざるを得ない。

ア 平成17年3月18日にAに対して事情聴取を行った際は、秘かに録音し、録音したCDを証拠として人事委員会に提出している。

一方、平成16年6月8日にAと面談を行った際の録音テープは存在しないと主張しているが、録音記録がなければ、恣意的に報告書を作成することができる。

このように、教育委員会は、都合のいい時は秘かに録音したCDを証拠として提出し、都合の悪い時は録音テープ等の存在を否定している。

イ 教育委員会は、平成19年11月27日、情報公開において「間違っただけの文書を開示した」としてAに対して謝罪し報道発表を行ったが、これは教育委員会の単純ミスではなく意図的な妨害であると考えている。

ウ その他、当初不開示決定（不存在）をしておきながら、3ヶ月後にこの決定を取り消して改めて一部開示した事例など、教育委員会は情報公開において何回も不法行為を行っている。

第3 審査請求に対する処分庁の説明要旨

処分庁が理由説明書及び意見聴取等において主張している内容は、概略次のと

おりである。

- 1 本件事情聴取の際は録音しておらず、その内容の記録は担当職員がノートに書いた要点メモに基づき作成した。また、当該記録はCに内容を確認してもらい、相違ない旨の署名をしてもらっている。
- 2 分限処分手続における処分対象者や関係者からの事情聴取の方法については、現行法令上明文の規定は存在しないが、聴取する側と聴取される側の双方が自由に意見を言える状況の中で行うことが望ましいことから、原則として録音しないことが慣例化している。
- 3 平成17年3月18日にAから事情聴取を行った際は、担当職員も質問することになっていたので要点メモがとれない状況にあったこと、分限処分に当たっての最後の事情聴取であり正確を期す必要があったことなどから、例外的にICレコーダーに録音した。
なお、ICレコーダーに録音することについてAの確認をとったかどうかは定かでないが、Aが見えるところにICレコーダーを置いたのは間違いなく、録音していることを隠す意図はなかった。
- 4 以上のとおり、審査請求人の情報公開請求に適切に対応しているものであり、本件処分は妥当なものであると考える。

第4 審査会の判断

1 本件行政文書の概要等

- (1) 本件行政文書は、Aの分限処分に関連して、平成17年2月23日にウエル戸畑において、B及び担当職員がCから事情聴取を行った際の録音テープ等の磁気媒体である。
- (2) 本件行政文書は、教育委員会が作成又は取得しておらず保有していないという理由で不存在とされている。

2 本件事案の争点

本件審査請求における争点は、本件行政文書が存在するか否かである。

3 本件行政文書の存否についての判断

(1) 審査請求人は、本件事情聴取の内容を要約するには本件行政文書が存在するはずであり、教育委員会にとって都合の悪い部分があるので隠している旨主張している。

これに対し、処分庁は、事情聴取の方法については明文の規定はなく、原則として録音しないことが慣例化している、本件事情聴取の際は担当職員の要点メモに基づき記録を作成しており、本件行政文書は存在しない旨説明している。

そこで、本件分限処分の根拠規定である地方公務員法や福岡県条例・規則、北九州市の要綱等により事情聴取の方法について確認すると、特に明文の規定はなく、録音するか否かは教育委員会の裁量に委ねられているものと解される。

一般的に、事情聴取の際の録音は、対立関係にある相手から正確な記録を作成する必要がある場合や後日裁判になって証拠として提出する可能性がある場合などには有効な方法と認められるが、反面、録音されていることで心理的圧迫を受け自由な発言ができず、その結果、十分に事実の把握ができなくなるおそれがある場合があることも否定できず、特に内部関係者からの事情聴取において録音することは通常想定し難いところである。

本件事情聴取については、聴取相手が元校長という教育委員会と対立関係にあるとは認められない内部関係者であり、また、聴取記録作成後に内容を確認させた上で署名してもらっていることから、あえて録音しなければならない事情があったとは認め難い。

したがって、本件事情聴取の際は担当職員の要点メモに基づき記録を作成しており本件行政文書は存在しないとの処分庁の説明に特段不合理な点は認められない。

(2) 審査請求人は、Aに対する事情聴取について、教育委員会は都合のいい時（平成17年3月18日事情聴取）は録音したCDを証拠として人事委員会に提出し、都合の悪い時（平成16年6月8日面談）は録音テープ等の存在を否定しているとして、処分庁の主張は信用できず本件行政文書を隠している旨主張している。

しかしながら、Aの分限処分に至る事実経過から判断すると、平成16年6月8日面談は分限処分を前提としない指導観察を実施するに当たっての事情聴取であるのに対し、平成17年3月18日事情聴取は同年4月1日付で分限処分を行うに当たっての最後の事情聴取であることは明らかであり、正確を期す必要があったので例外的に録音したとの処分庁の主張に特段不合理な点は認められない。

(3) 平成20年2月26日開催の審査会で、本件事情聴取を行ったB及び担当職員に対して個別に当時の状況を確認したところ、双方とも「本件事情聴取においては録音していない。」と述べている。また、担当職員は、「平成17年3月18

日事情聴取の際は、自分も質問することとなっていたため要点メモを書き留める暇がなかったこと、最後の重要な事情聴取であったことから IC レコーダーに録音したが、これ以外の自分が担当した A に関する A 及び関係者からの事情聴取の際は録音していない。」と述べており、処分庁の主張内容と矛盾する点は認められなかった。

(4) 平成 20 年 3 月 10 日、当審査会の委員 2 名が直接教育委員会事務局に出向いて、A の分限処分に関連する事情聴取に係る録音テープ等の磁気媒体の有無についてファイリングキャビネットやパソコンのハードディスクなどを調査したところ、平成 17 年 3 月 18 日事情聴取の際の録音情報だけはパソコンのハードディスクに記録されていたが、A の分限処分に関して、本件行政文書を含め、これ以外の録音テープ等の磁気媒体の存在は認められなかった。

(5) 平成 20 年 4 月 28 日開催の審査会で、C から本件事情聴取の状況について聴取したが、録音テープ等の存在を確認するには至らなかった。

(6) 以上のとおり、本件行政文書は存在しないとする処分庁の説明に不自然不合理な点はなく、本件行政文書の存在を推認させるような特段の事情も認められない。

したがって、本件事情聴取においては録音されていないものと認められ、本件行政文書が不存在であるとの処分庁の説明は、是認し得る。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求の理由（前記第 2、2）において、その他種々の主張をしているが、当審査会の判断を左右するものではない。

5 審査会委員の回避等について

審査請求人から、当審査会に対して、本件事案の審査に関する中野会長及び倉田委員の忌避の申立てが口頭でなされた。

これに対し、中野会長から、審査請求人と利害関係があるので、本件事案の審査に加わることを回避したいとの申出があり、審査会としても、審査の公正・中立性に疑義を受けないようにという申出の趣旨を尊重し、審査会委員の総意により、この申出を認めた。

また、倉田委員については、中野会長及び倉田委員を除く 3 人の委員で審議を行った結果、確かに、倉田委員は指導力不足教員に関する人事管理の在り方についての調査研究を目的として平成 12 年 10 月に教育委員会事務局に設置された「指

導力不足教員に関する人事管理調査研究協議会（以下「協議会」という。）の委員であったが、協議会は既に平成15年3月で終了していること、また、協議会は学識経験者やPTA関係者等から構成された第三者機関であり、管理能力不足の管理職員の措置等についての提言を行ったが、この提言を踏まえ具体的な要綱等の基準を制定し審査請求人を処分したのは教育委員会であって協議会ではないことから、協議会委員であった倉田委員が本件事案に関し審査請求人と利害関係があるとは認められず、本件事案の審査に影響を与えることはないので、審査請求人の忌避の申立ては理由がないと判断した。

6 結論

以上のことから、当審査会は、処分庁の本件処分において不開示とされた情報について、冒頭の「審査会の結論」のとおり判断した。

以上